

令和 年 月 日

学 校 受 付 欄					
-----------	--	--	--	--	--

※この欄は学校が使用します。

生計維持者①	基準日現在 申請者住所	〒 〇〇〇〇〇 埼玉県				
	連絡先	自宅			携帯	
	フリガナ			専攻科生との関係 (該当するものに ○をする)	父母（父・母） ・ 主たる生計維持者 生徒本人	
	氏名					
生計維持者②	フリガナ			専攻科生との関係 (該当するものに ○をする)	父母（父・母）	
	氏名					

フリガナ		生徒氏名		生徒 生年月日		昭和 平成		年		月		日							
				学校の種類 課程		専攻科													
在学する 学校	名称	立						学年・組・出席 番号		年		組		番					
	所在地	都道府県 市区町村						在学期間		年		月		日					
過去在籍状況		過去在籍高等学校名		過去在籍期間		過去在籍課程等		左記学校で給付金を受給した回数											
過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことが ある ない		立		年 月 日 ～ 年 月 日		全日・定時・通信・ その他（ ）		なし		1回		2回		3回		4回		不明	
※「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。		立		年 月 日 ～ 年 月 日		全日・定時・通信・ その他（ ）		なし		1回		2回		3回		4回		不明	

- ・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は埼玉県求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ・高等学校等専攻科修学支援金の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、埼玉県求めに従い支給金額の全額を即時返還します。

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり提出します。

☐ 高等学校等専攻科修学支援金の支給決定通知書を添付します。

生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。		
①	☐	日本国籍
②	☐	日本国籍以外

⑥で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。 ※①、②は☑のみ

①	☐	特別永住者	②	☐	永住者
③	☐	日本人の配偶者等	(西暦) 年 月 日		
④	☐	永住者の配偶者等			
⑤	☐	定住者	(西暦) 年 月 日		
⑥	☐	家族滞在	(西暦) 年 月 日		
		在留期間（満了日）	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）		
		日本国に永住する意思の有無			
		在留期間（満了日）	(西暦) 年 月 日		
		日本国の小学校の卒業の有無	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
		小学校名	所在地	都・道・府・県	
⑦	☐	日本国の中学校の卒業の有無	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
		中学校名	所在地	都・道・府・県	
		日本国で就労する意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）		
		在留期間（満了日）	(西暦) 年 月 日		
⑦	☐	上記以外の在留資格（留学等）			

⑧ 生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、該当するものに☑をつけてください。

ア 生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。

①	☐	住民票の写し（市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたものを提出すること。
②	☐	特別永住者証明書の写し（コピー）
③	☐	在留カードの写し（コピー）

イ ⑦で⑥家族滞在に☑をつけた場合、⑧ア①～③の提出書類に加えて以下の書類を提出します。（家族滞在以外⑦①～⑤、⑦）は不要です。）

④	☐	※家族滞在を選択した場合 日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 及び 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要
---	--------------------------	--

- ・ 非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は ⑨へ
- ・ 家計急変世帯の方は ⑩へ

⑨ 非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。

次の者の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。

非課税世帯・105,500円未満の世帯・
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯

①	☐	（対象の生徒が埼玉県の県立高校に在学している場合のみ選択可） 生計維持者全員分の個人番号等を専攻科の生徒への奨学のための給付金早期給付又は高等学校等専攻科修学支援金の手続きで提出しているため、省略する。 ※専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給資格認定のために利用することに同意する。
②	☐	父母2名分
③	☐	父母1名分 ・ 離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・ 父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出できない場合（DV、養育放棄、児童虐待）等
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・ 父母が存在しない場合 等
⑤	☐	生徒本人 ・ 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

- ・ 非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
- ・ 264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑩へ

⑩ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

ア 扶養親族数が記載された個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。

①	☐	⑨で提出した個人番号カードの写し又は課税証明書等により、生計維持者全員分の扶養親族数を証明できる。 ※ 個人番号による税額照会で扶養親族数を確認できない場合、課税証明書等を提出していただく場合があります。
---	--------------------------	---

イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。

①	☐	扶養親族数を証明する書類（必須）	扶養親族申告書
②	☐	令和8年1月1日以降、出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合、それを証明する書類	(ア) 生計維持者の実子 (イ) 生計維持者に委託された里子 (ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子
			出生証明書・母子手帳・戸籍抄本 里親委託証明書・その他 特別養子縁組の確定証明書・戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

家計急変世帯

⑪ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

（生計維持者全員分必要です。）

			家計急変前の収入額を証明する書類（必須）	直近の収入を証明する書類（必須）	扶養親族の人数を証明する書類（①イの世帯のみ必須）	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
			課税証明書等	給与明細等 事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
生計維持者①	☐	給与・所得の減少のため	+			
	☐	離職・破産のため	+	無職となったことを証明する書類（必須） 離職票 雇用保険受給資格者証 その他（ ）	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐	死別・離別のため	+	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等）（必須） 書類の名前を記入してください。	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
生計維持者②	☐	給与・所得の減少のため	+			
	☐	離職・破産のため	+	無職となったことを証明する書類（必須） 離職票 雇用保険受給資格者証 その他（ ）		